

保育所等訪問支援事業 運営規程

あおい湖のこどもサポートルーム 大萱教室

保育所等訪問支援

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人杏華会（以下、「事業者」という。）が開設するあおい湖のこどもサポートルーム大萱教室（以下、「事業所」という。）において行う指定通所支援（保育所等訪問支援）に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児（以下、「利用者」という。）及びその障害児に係る通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）等の意思及び人格を尊重し、適切な保育所等訪問支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、保育所等訪問支援の提供に当たっては、利用者が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。

2 事業所の従業者は、保育所等訪問支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業者は、その提供する保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 前3項のほか、事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 あおい湖のこどもサポートルーム大萱教室
- （2）所在地 大津市大萱一丁目4－2 3エンゼルプラザ瀬田駅前101

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤職員）（2）と兼務

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- （2）児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員）

児童発達支援管理責任者は、利用者の児童発達支援計画の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

- （3）訪問支援員 1名以上（非常勤1名以上）

訪問支援員は、利用者に対して、訪問等による支援を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、夏季8月13日から15日と、年末年始12月29日から1月3日までと、国民の祝日を除く。

(2) 営業時間 9時から17時までとする。

(3) サービス提供時間 9時から17時までとする。

（保育所等訪問支援の内容）

第6条 事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 保育所等の施設への訪問による支援

（通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額）

第7条 保育所等訪問支援を提供した際に事業者が受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた通所利用者負担額として保護者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業者は、保育所等訪問支援の提供にあっては、次条に定める通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供したときに要した交通費について、その実費を徴収するものとする。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、1 kmあたり20円を乗じて得た額とする。

3 事業者は、前2項の支払を受ける場合には、保護者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 事業者は、第1項および第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証（第1項については受領証）を、当該費用を支払った保護者に交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

(1) 保育所等訪問支援 大津市、草津市、栗東市、その他

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者及び保護者は、保育所等訪問支援の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) サービス提供の対象者は、小学校就学前の児童及び小学校低学年の児童とすること。

(2) 利用児童の住所及び利用者上限月額、支給量など受給者証の記載内容の変更があった場合は速やかに本事業所従業者に知らせること。

(3) 事業所従業者より受給者証の確認を依頼された場合には速やかに提示すること。

(4) 利用者は、利用予定日時の変更または中止があった場合、利用前々日までに事業所へ連絡すること。
(急病などの救急を要するものに対してはこの限りではない)

(5) 前(1)から(4)に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

（緊急時等における対応方法）

第10条 従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、児童発達支援管理責任者又は管理者に報告するものとする。

（苦情解決）

第11条 事業者は、事業所において提供した保育所等訪問支援に関する利用者等からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第12条 事業者は、利用者に対する保育所等訪問支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第13条 事業者は、事業所に消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害等に備えるため、事業所において、避難、救出その他の必要な訓練を定期的実施する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第14条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止に関する責任者の選定
- （2）苦情解決体制の整備
- （3）従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （4）虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等

（身体拘束等の禁止）

第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- （2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3）従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（感染症対策等）

第16条 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知
- （2）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

（業務継続に向けた取組等）

第17条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意点）

第18条 事業者は、事業所において適切な保育所等訪問支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用時3か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 事業者は、従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。

4 事業者は、利用者に対する指定通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該保育所等訪問支援を提供した日から5年間保存するものとする。

（委任）

第19条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。